

議案第 5 2 号

指定管理者の指定について

上越市ゑしんの里記念館条例（平成 1 7 年上越市条例第 4 1 号）第 7 条の規定により、次のとおり指定管理者を指定するものとする。

令和 4 年 3 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

施設の名称	指定管理者	指定の期間
ゑしんの里記念館	上越市板倉区米増 27 番地 4 一般財団法人ゑしんの里観光公社 代表理事代行 宮下 利雄	令和 4 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで